

○ 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改D第284号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表（案）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）、<u>様式規定告示（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月23日農林省告示第66号）、林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（平成12年3月30日農林水産省告示第449号）、林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和31年11月20日農林省告示第903号）、林道の災害復旧に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月19日農林省告示第59号）、漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和59年8月16日農林水産省告示第1645号）及び共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件（昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号）をいう。以下同じ。）、</u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2・第3 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第4 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更</p> <p>イ 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 農地及び農業用施設について</p> <p>(ア) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止</p>	<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2・第3 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第4 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更</p> <p>イ 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 農地及び農業用施設について</p> <p>(ア) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止</p>

- (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
- (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減 であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるのもの。
- イ 林業用施設のうち林地荒廃防止施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（えん堤、谷止、床止、防潮堤、護岸及び山腹工の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減
- ウ 林業用施設のうち林道について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減
 - (イ) 施行箇所ごとの復旧延長の変更
- エ 漁業用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（沿岸漁場整備開発施設については、消波堤、離岸堤、潜堤、護堤、堤防、突堤、導流堤、水路又は着定基質の区分、漁港施設については、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、船揚場、航路又は泊地の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減
 - (エ) 施行箇所ごとの工種別復旧工事の施行区域、場所、法線又は標準構造の変更
- オ 共同利用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減

第5～第9 (略)

(補助金の経理)

- 第10 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第11 都道府県知事は、令第7条の規定による補助金交付の申請、令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出、第5の規定による計画変更、第7の規定による状況報告及び概算払請求並びに第8の規定による消費税仕入控除税額の実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、様式規定告示及び本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、様式規定告示及び本要

- (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
- (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減。
- イ 林業用施設のうち林地荒廃防止施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（えん堤、谷止、床止、防潮堤、護岸及び山腹工の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減
- ウ 林業用施設のうち林道について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減
 - (イ) 施行箇所ごとの復旧延長の変更
- エ 漁業用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（沿岸漁場整備開発施設については、消波堤、離岸堤、潜堤、護堤、堤防、突堤、導流堤、水路又は着定基質の区分、漁港施設については、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、船揚場、航路又は泊地の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減
 - (エ) 施行箇所ごとの工種別復旧工事の施行区域、場所、法線又は標準構造の変更
- オ 共同利用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減

第5～第9 (略)

(新設)

(新設)

網の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用規約に従わなければならない。

(財産の処分の制限)

第12 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第13 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から**第10**までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、**別記様式第4号**による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～7 (略)

別記様式第1号～第3号 (略)

別記様式第4号 (**第13**関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

(略)

(財産の処分の制限)

第10 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第11 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から**第9**までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、**別紙様式**による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～7 (略)

別記様式第1号～第3号 (略)

別紙様式 (**第11**関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

(略)

附 則

この通知は、令和4年〇月〇日から施行する。

農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱

平成12年4月1日付け12構改D第284号
最終改正 令和4年4月1日付け3農振第2877号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産事務次官

(通則)

第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）、様式規定告示（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月23日農林省告示第66号）、林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（平成12年3月30日農林水産省告示第449号）、林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和31年11月20日農林省告示第903号）、林道の災害復旧に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月19日農林省告示第59号）、漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和59年8月16日農林水産省告示第1645号）及び共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件（昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号）をいう。以下同じ。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(消費税仕入控除税額の交付申請手続)

第2 都道府県知事は、施行規則第4条の規定に基づき申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(契約)

第3 都道府県知事は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、

価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(軽微な変更)

第4 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 共通事項

ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更

イ 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更

(2) 個別事項

ア 農地及び農業用施設について

(ア) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止

(イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減

(ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるもの。

イ 林業用施設のうち林地荒廃防止施設について

(ア) 施行箇所ごとの工種（えん堤、谷止、床止、防潮堤、護岸及び山腹工の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止

(イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減

(ウ) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減

ウ 林業用施設のうち林道について

(ア) 施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減

(イ) 施行箇所ごとの復旧延長の変更

エ 漁業用施設について

(ア) 施行箇所ごとの工種（沿岸漁場整備開発施設については、消波堤、離岸堤、潜堤、護堤、堤防、突堤、導流堤、水路又は着定基質の区分、漁港施設については、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、船揚場、航路又は泊地の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止

(イ) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減

(ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減

(エ) 施行箇所ごとの工種別復旧工事の施行区域、場所、法線又は標準構造の変更

オ 共同利用施設について

(ア) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減

(計画変更)

第5 都道府県知事は、交付規則第3条第1号イ又はロに掲げる場合に同条第1号の規定により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。以下同じ。））にあつては地方農政局長等（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ。））の承認を受けようとする場合には、別記様式第1号による災害復旧事業費補助金変更承認申請書を農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあつては地方農政局長等））に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第6 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあつては地方農政局長等）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあつては地方農政局長

等)に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第7 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第2号により当該年度の1月31日までに農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に提出しなければならない。ただし、農地及び農業用施設にあっては地方農政局長等、共同利用施設にあっては農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官が別に定める概算払請求書の提出をもってかえることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について(昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を、各交付決定の単位により、農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(消費税仕入控除税額の実績報告)

- 第8 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出するに当たって第2ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 2 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に報告するとともに、その返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき収支精算書を提出するに当たって間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、収支精算書の摘要欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載するものとする。

(財産の管理)

- 第9 都道府県知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の経理)

- 第10 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第11 都道府県知事は、令第7条による補助金交付の申請、令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出、第5の規定による計画変更、第7の規定による状況報告及び概算払請求並びに第8の規定による消費税仕入控除税額の実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、様式規定告示及び本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、様式規定告示及び本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用規約に従わなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件の取得価格が50万円以上となるものとする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあつては地方農政局長等）の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第13 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第10までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣(農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等)の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5関係）

年度都道府県営（団体営）災害復旧事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった 年度都道府県営（団体営）災害復旧事業補助金について変更したいので、農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第5の規定により、下記の関係書類を添えて申請する。

記

- 1 年度災害復旧事業計画書（ 年度災害復旧事業補助計画書）
- 2 収支予算書
- 3 事業変更理由書

注 関係書類は変更前と変更後の事業費等が容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（第7関係）

年度都道府県営（団体営）災害復旧事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があったこの事業について12月31日現在の事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況調書（別紙）
- 2 事業の完了予定年月日

別紙（各施設ごとに定める様式による）

【農地農業用施設】

事業遂行状況調書

1 収支状況

(1) 都道府県営事業の場合

収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	摘 要
国 庫 補 助 金	円	円	円	
県（都道府）費負担金				
計				

支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	摘 要
国 庫 補 助 金	円	円	円	
県（都道府）費負担金				
計				

注 1 収入済額と支出済額との差額があるときは、その支出予定時期を摘要欄に記入すること。

2 この表に2 事業遂行状況の(1)を添付すること。

(2) 団体営事業の場合

収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	摘 要
国 庫 補 助 金	円	円	円	
県（都道府）費負担金				
計				

支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	摘 要
国 庫 補 助 金	円	円	円	
県（都道府）費負担金				
計				

注 1 収入済額と支出済額との差額があるときは、その支出予定時期を摘要欄に記入すること。

2 この表に2 事業遂行状況の(2)を添付すること。

2 事業遂行状況

(1) 都道府県営事業の場合

区 分	実施計画 (A)		出来高 (B)		進捗率 $\left(\frac{B}{A}\right)$	交付額	摘 要
	事業量	事業費	事業量	事業費			
〇〇地区		円		円	%	円	
〇〇地区							
計							

- 注 1 交付額欄には、都道府県の支払金額を記入すること。
 2 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。
 3 進捗率は、金額比とすること。

(2) 団体営事業の場合

区 分	実施計画 (A)		出来高 (B)		進捗率 $\left(\frac{B}{A}\right)$	交付額	摘 要
	事業量	事業費	事業量	事業費			
農 地		円		円	%	円	
〇〇年災							
〇〇年災							
小 計							
農業用施設							
〇〇年災							
〇〇年災							
小 計							
合 計							

- 注 1 交付額欄には、補助金交付額を記入すること。
 2 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。
 3 進捗率は、金額比とすること。

【林地荒廃防止施設】

施設の 管理主 体別	施行箇所		交付決定 事業費	12月31日ま での累計出 来高事業費	進捗率	補 助 金 支 出 済 額	摘 要
	工事 番号	郡(市)町 (村) 字					
			円	円	%	円	

- 注 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

【林道】

年度林道災害復旧事業状況報告書

年12月31日現在

年 災 別	奥地・その他 の別	路 線 名	位置 (市町 村名)	事業 主体 名	箇所 番号	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A) %	工事費又 は補助金 済額
						延長 m	工事費 (A) 円	延長 m	工事費 (B) 円		
			小 計								
			小 計								
合 計											

- 注 1. この報告書は、発生年災別に作成すること。
2. 「実施計画」欄の「延長」及び「工事費」は、それぞれ、報告書提出直前の計画延長及び計画工事費を記入すること。
3. 「出来高」欄の「工事費」は、工事の完了した部分の出来高工事費と未完了部分及び未着工部分に使用する検収済の資材費の合計額を記入すること。

【漁業用施設】

年 災 別	工 事 番 号	施 設 名	地区名又は漁港名	事業 主体 名	位置 郡(市) 町(村) 大字	本年度実施計画			進ちよく状況					備考
						工事 費	事務 雑費	計 (事業 費)	工事 費	事務 雑費	計 (事業 費)	進 ち よ く 率	補 助 金 交 付 額	
						円	円	円	円	円	円	%	円	

- 注 1 「本年度実施計画」欄は、災害復旧事業計画書（災害復旧事業補助計画書）の(イ)の一覧表の「本年度実施額」欄に記載した工事費等を記載すること。
- 2 「進ちよく状況」欄には、12月31日までの支出済事業費等（支払義務発生額を含む。）本年度実施計画に対する進ちよく率及び12月31日までに交付した補助金の額を記載すること。

【共同利用施設】

(1) 県（都道府）営事業の場合

1. 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	摘 要
国 庫 補 助 金 県（都道府）費 ○ ○ 費 計	円	円	円	

2. 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	摘 要
県（都道府）営 災害復旧事業費	円	円	円	

注 1 収入済額と支出済額との差額があるときは、その支出予定時期を支出の部の「摘要」の欄に記入すること。

2 次の様式による付表を添付すること。

付 表

事業 主体 名	施設名	実施 計画 事業 費 (A)	出来 高事 業費 (B)	(B)/(A)	支 出 額			摘 要
					国 庫 補 助 金	県（都道府）費	○ ○ 費	
計	○○施設	円	円	%	円	円	円	

注 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

(2) 県（都道府）営事業以外の事業の場合

1. 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	摘 要
国 庫 補 助 金 県（都道府）費 計	円	円	円	

2. 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
補 助 金	円	円	円	

- 注 1 収入済額と支出済額との差額があるときは、その支出予定時期を支出の部の「摘要」の欄に記入すること。
- 2 次の様式による付表を添付すること。

付 表

事業 主体 名	施設名	実施 計画 事業 費 (A)	出来 高事 業費 (B)	(B)/(A)	支 出 額		摘 要
					国 庫 補 助 金	県(都道 府) 費	
計	〇〇施設	円	円	%	円	円	

注 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった 年度都道府
県営（団体営）災害復旧事業補助金について、農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第
8の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。